

離婚届

令和元年 5月10日届出

茨城県鹿嶋市長 殿

受理 第 号	令和 年 月 日	発送 第 号	令和 年 月 日			
送付 第 号		茨城県鹿嶋市長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

本届出書中
字削除
字加入

甲野

甲野

(1)	(よみかた) 氏名 生年月日	夫 この よしお 氏名 甲野 義男 昭和 53年 7月 12日	妻 この ゆか 氏名 甲野 由香 昭和 56年 10月 23日
(2)	住所 〔住民登録をしているところ〕	茨城県鹿嶋市大字平井 1 1 8 7 番地 1 番 号	茨城県鹿嶋市大字平井 1 1 8 7 番地 1 番 号
(3)	本籍 〔外国人のときは 国籍だけを書いてください〕	茨城県鹿嶋市大字平井 1 1 8 7 番地 1 番	
(4)	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
(5)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	夫の父 甲野 和夫 母 秋子	妻の父 乙野 正治 母 春子
(6)	同居の期間	平成 19年 1月 から 年 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7)	別居する前の住所	番地 番 号	
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9)	夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をする年だけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
(10)	その他	届出人 署名押印 夫 甲野 義男 (甲野) 妻 甲野 由香 (甲野)	
	住所を定めた年月日	連絡先	電話 82-2911 自宅・勤務先 ()・携帯

記入の注意

鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 押印	乙川 幸一 (乙川)	甲山 夏子 (甲山)
生年月日	昭和 平成 33年 2月 10日	昭和 平成 37年 9月 29日
住所	茨城県鹿嶋市大字平井 1 番地 番 号	茨城県鹿嶋市大字津賀 1 番地 番 号
本籍	茨城県鹿嶋市大字平井 1 番地 番	茨城県鹿嶋市大字津賀 1 番地 番

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください
(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎署名は必ず本人が自署して下さい
◎印は各自別々の印を押して下さい
◎届出人の印を持参して下さい

未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)
取決めをしている。
まだ決めていない。
(養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。